

令和3年第3回羅臼町議会定例会（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第41号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第42号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 3 議案第43号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第44号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第44号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第 6 議案第51号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 7 議案第46号 羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について
- 日程第 8 議案第47号 羅臼町過疎地域における固定資産税の課税減免に関する条例制定について
- 日程第 9 議案第48号 羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第49号 羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第50号 財産の取得について
- 日程第12 認定第 1号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 3号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 4号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 5号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 6号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 報告第 7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 8号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

(日程第12、認定第1号～日程第17、認定第6号及び日程第18、
報告第7号並びに日程第19、報告第8号 8件一括)

- 日程第20 発議第 3号 羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する
条例制定について
- 日程第21 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書
- 日程第22 発議第 5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 発議第 6号 羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高島 譲二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	和田 宏一 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	税務担当課長	飯 島 東 君
環境生活課長	湊 慶介 君	保健福祉課長	福 田 一 輝 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	産業創生課長	大 沼 良 司 君
まちづくり担当課長	石崎 佳典 君	建設水道課長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社会教育課長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松崎 博幸 君 議会事務局次長 長岡 紀文 君

午前10時00分 開会

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放とします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

◎日程第1 議案第41号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第42号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第42号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第42号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第43号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正
予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 議案第43号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第43号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第44号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 議案第44号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議します。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第44号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第51号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第51号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第51号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第46号 羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第46号羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第46号羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第47号 羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第47号羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

村山議員。

○7番（村山修一君） 本条例につきまして、二、三、ちょっと確認をさせてください。

まず、この条例は、策定計画において、いわゆる法律によって設置しなければならないということなのか、あるいはまた、我が町独自の考え方で設置しているのか、その点を確認したいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 条例制定の根拠になる部分だと思うのですが、参考資料の12ページの資料4なのですから、今回の条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴いまして、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するために、国としても支援をするというような中で、この課税免除を行った場合に、3年間、地方税の減収分の75%を地方交付税で補填するというような制度になっておりまして、基本的には、国のこの法令に基づいて課税免除を行うということになるのですが、地方税法上、課税免除や不均一課税を行う場合には条例制定が必要だということになりますので、今回、その課税免除をどのような形とするのかということを含めて、今回、条例を制定することになりますので、中には、過疎地域でも、課税免除の条例を全てがするということには限りませんので、当町の場合は、国の方針に沿った形で、今回、計画の中に位置づけをし、条例を制定するということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 分かりました。

それで、次の確認なのですが、本条例が規定しているところ、この目的のところをちょっと見ると、地元の個人事業者並びに法人、いわゆる羅臼に籍のあるということに読み取れるのですが、それでよろしいのかどうか。つまり、外部から当町の土地を取得してそういうものが入ってくるということも含むのかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 法律の目的が、産業振興をより効果的に促進するため、企業立地を促進するとか、地域企業の持続性を高めるといった観点から行われる支援策でありますので、地元の企業のみならず、町外から新たに参入するような、そういう企業も想定しているということになります。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 分かりました。

そこで、これを、本来、過疎地域ということで、当町が第一の種目になるのだと思うのですが、この条例、今、義務づけではないけれども、策定、運用に当たって準備しておくということだと思っております。もし外部からの企業誘致だとか、そういうものを想定しているということで、具体的に何かそういう事例が、もし対象になる状況が生まれることがあるということを含めてやっておられるのか、具体的に言うと、これからそういう方向に向いていきますよということなのか、その辺だけ確認をします。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 特に何を想定してということはないのですが、今回、対象業種が拡大されたり、取得価格要件が減額されたり、対象となる設備投資が幅広くなったということがありまして、かなり当町にこういう該当するような案件が発生する可能性が増えるだろうということも想定はしておりますけれども、具体的にどういふことを想定してということで条例を制定するわけではなくて、あくまでも過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されて、市町村計画を定めて、その中に位置づけをし、条例を制定するという、そういう流れでございます。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 分かりました。

具体的ではないということなのですが、この要件を見ますと、なかなか地元で適用するのは非常に難しいのかなというふうに見てとれまして、いわゆる企業誘致を頭の隅に置きながら策定したのかなというふうに捉えております。

もし事前にそういうことが起こるときには、今回はまだそういう想定していないということですが、もしこういうときに想定されることがあれば、やはり議会のほうにも事前に、今こういう状況ですということはお知らせいただければいいのかなというふうに思います。

終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第47号羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第48号 羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第48号羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第48号羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第49号 羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第49号羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第49号羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第50号 財産の取得について

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第50号財産の取得について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番(松原 臣君) ここに総体の金額が1,062万6,000円というふうを書いて

あるのですけれども、こちらの参考書に、それぞれ明細が書いてあるのですよ。1,000万円のもの、財産取得に当たって、ここ、品目は8品目書いてあるのですけれども、まさか一括でぼんと業者から来た部分で、そうですかということで取得したわけではないと思うので、これの明細、分かりますか、まず。

それと、もう1点、これ、入札で行ったのか、もしくは業者から選定してやったとすれば、何社ぐらいから見積もりとったのか、まずその点、教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） このたびの備品購入につきましては、指名競争入札でございます。合わせて3社から見積りをとっております。

また、参考資料8に記載しております、22ページですけれども、8項目ございます。それぞれ金額につきましては、上部消化管汎用ビデオスコープが250万円、大腸ビデオスコープについても250万円、以下、それぞれ、その下が映像システムになりますけれども、残りの500万円程度というふうになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） まずその点、分かりました。

これ、きっと500万円というのは、これ、セットだからという説明で理解しているんですね。

それから、備品更新するに当たって、耐用年数が切れたのか、それとも、今の時代にもう合わなくなって、どうしても、孝仁会に経営依頼しているので、そういう要望もあったのか、その点、ちょっと精細な部分があればお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） これらの機器については、耐用年数が切れたということではありませんで、もちろん診療所からの要望もございますが、耐用年数に近くなってきているところでの購入ということになります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 孝仁会からの要望がほとんどだろうというふうに、私、耐用年数が切れているわけでは、耐用年数が切れていると自動的にしなければならないので、やはり孝仁会、病院を運営するに当たって、やはり最新の機器を入れて、住民のためにやりたいというような意向で、この全体で一千六十何万円ですか、入れたという捉え方でいいのか、その点、ちょっともう一度。孝仁会の要望でこういうふうな形にしたというのが主体なのだろうというふうに、今、説明で理解したのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 孝仁会からの要望があったのも事実ですが、耐用年数が迫っているというところも事実でございます。機器を入れかえることによって、被験者

の負担が軽くなるという判断のもとに購入をしたということになります。

以上です。

○6番（松原 臣君） 終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第50号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 認定第1号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第2号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第3号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第4号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第5号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第6号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

◎日程第19 報告第8号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 認定第1号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第17 認定第6号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第18 報告第7号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第19 報告第8号令和2年度決算に基づく資金不足比率の

報告についてまでの8件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議員各位から了承していただいておりますので、総括表等で単明瞭に説明をお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました認定第1号一般会計から第6号水道事業会計までの各会計の歳入歳出決算につきましては、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

説明につきましては、参考資料の資料9の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

参考資料23、24ページをお願いいたします。

総括表の上段、網かけは前年度の決算数値であります。下段が令和2年度の決算数値となっております。

説明につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

認定第1号一般会計でございます。

収入済額5億9,050万4,594円、不納欠損額4億2,172万1,272円は、主に町税の不納欠損であります。収入未済額1億1,887万5,485円は、町税及び税外収入等の未納分でございます。支出済額は5億8,181万4,510円で、歳入歳出差引残額は2億2,869万8,400円の黒字決算であります。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額1億2,346万2,520円、不納欠損額6億3,110万8,110円は、国民健康保険税の不納欠損でございます。収入未済額1億2,292万7,050円は、国民健康保険税の未納分でございます。支出済額は1億1,622万5,629円で、歳入歳出差引残額は7億2,344,623円で、黒字決算でございます。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億5,876万2,620円、不納欠損額6億6,000万9,000円、介護保険料の不納欠損でございます。収入未済額1億1,101万1,556円、介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億5,678万2,062円で、歳入歳出差引残額は1億9,855万8,000円で、黒字決算でございます。

次に、認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額7,234万1,718円、収入未済額56万円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は7,228万3,621円で、歳入歳出差引残額は5万8,097円で、黒字決算でございます。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億1,398万8,041円、不納欠損額9万3,208円、診療費の未納分の不

納欠損でございます。支出済額は1億9,908万4,808円で、歳入歳出差引残額は231万3,233円で、黒字決算となっております。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので、省略させていただきますが、全会計、黒字決算となっております。

続きまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

認定第6号水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入の決算額は2億419万3,523円、支出の決算額は1億9,169万1,325円で、差引過不足額は1,250万2,198円でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は5,583万円、支出の決算額は1億2,365万9,281円で、差引過不足額は6,782万9,281円の不足となり、この不足額につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補填をしております。

続きまして、議案の6ページにお戻りください。

報告第7号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

7ページをお願いいたします。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和2年度決算において、羅臼町の全会計が黒字決算でありますので、早期健全化基準及び財政再生基準には該当ございません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3か年における平均比率となっております。前年度の8.5%に対しまして本年度は7.8%で、公債費の元利償還金が、羅臼小学校改築事業等の償還が終了したことにより減少したことに加え、償還金の財源となる町税収入や普通交付税、さらに臨時財政対策債が減額となり、標準財政規模が縮小したことなどで、対前年度比0.7ポイントの減となりましたが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和2年度の地方債の現在高が約50億4,000万円となり、昨年度に比べて約3億3,000万円増加しておりますが、臨時財政対策債を除く町債の多くは主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置されることや、ふるさと納税等による寄附金の積み立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加したことなどにより、該当はございません。

したがって、全ての比率につきましては、早期健全化基準値及び財政再生基準値を下回っているものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

報告第8号令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報

告する。

9ページをお願いいたします。

令和2年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、令和2年度決算は黒字会計であり、資金不足を生じていないことから、該当はありません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

日程第18 報告第7号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19 報告第8号令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いいたします。

決算特別委員会の委員選出のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（松崎博幸君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

す。

総務民生常任委員会から、田中良議員、加藤勉議員。

経済文教常任委員会から、村山修一議員、松原臣議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思えます。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

正副議長室をお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、本委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に松原臣君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣です。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の令和2年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出の決算認定については、会期が本日までとなっておりますので、閉会中の継続審議の決議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12 認定第1号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第17 認定第6号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出

決算認定についてまでの6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第20 発議第3号 羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 発議第3号羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第3号羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同じく村山修一、同じく松原臣、同じく高島讓二、同じく田中良、同じく加藤勉。

条例の前に、提出理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威はおさまることなく、いまだ全国に蔓延しており、町民の生活や健康のみならず、経済活動や社会生活にも大きな影響を及ぼしています。

羅臼町においても、感染者が発生するたびに、不確かな情報や誹謗中傷の拡散等により、町民に不安や混乱が広がっています。

このような状況を踏まえ、町民一人一人が互いを思いやり、町、議会、町民及び事業者が責務と役割を果たしながら、感染関係者の人権を擁護することで、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、本条例を提出するものであります。

羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例。

第1条、目的です。

この条例は、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見等を防止し、町、議会、町民及び事業者が連携を図りながら、感染症関係者の人権を擁護することにより、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

第2条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特別措置法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロ

ナウイルス感染症をいう。

(2) 感染症等。新型コロナウイルス感染症の感染者（感染者であった者を含む）、感染が疑われる者及びその家族をいう。

(3) 医療従事者等。医療従事者その他の新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い環境に従事する者及びその家族をいう。

(4) 感染症関係者。感染者等及び医療従事者等をいう。

(5) 偏見等。プライバシーの侵害、誹謗中傷及び差別的な言動等をいう。

(6) 偏見等の行為。インターネット等を通じた偏見等の情報を拡散させる行為、偏見等により心理的外傷を与える行為、その他の人権を侵害する行為をいう。

第3条、町の責務。

町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染症関係者に対する偏見等の行為を防ぐため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発と、個人情報に配慮しながらも、可能な限り情報収集に努力し、町民に対し、正確な情報の発信を行うなど、その施策の推進に努めなければならない。

第4条、議会の責務。

議会は、町との連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染症関係者に対する偏見等の行為を防ぐための施策の推進に努めなければならない。

第5条、町民の役割。

町民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、感染拡大に必要な注意を払うとともに、感染症関係者に対して偏見等の行為をしないよう努めるものとする。

第6条、事業者の役割。

事業者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持って、感染拡大防止に努めるとともに、従事者が感染症等に該当した場合は、当該従事者及びその家族、その他関係者が偏見等の行為を受けることがないように配慮するものとする。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、特別措置法附則第1条の2第1項に規定する政令で定める日限り、その効力を失う。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第20 発議第3号羅臼町新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長(佐藤 晶君) 日程第21 発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番(加藤 勉) 発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく鹿又政義。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活の不安が続いている。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等の対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を

確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対処すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第22 発議第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第22 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は、食産業や観光業、農林水産業など、幅広い分野において大きな打撃を受けている。

また、近年、道内においても、平成28年8月の一連の台風や、平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が激甚化、頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 国土強靱化に資する社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

2 防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算、財源を確保すること。

3 防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラムに基づく橋梁、トンネルなどの老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確立や、道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械などの計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9 堤防整備、ダム建設、再生などの対策をより一層加速するために、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や、準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取り組みに必要な財政支援をさらに強化すること。

10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧などのため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月16日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

11時30分、再開いたします。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室でお願いしたいと思います。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

坂本議員から、発議第6号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第6号 羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 発議第6号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第6号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会基本条例（平成31年条例第3号）の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく加藤勉、同じく高島譲二。

羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会基本条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「羅臼町過疎地域自立促進市町村計画」を「羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

提出理由。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定に伴い、本条例第12条第2号を改正するものである。

別紙で条例の新旧対照表がありますので、御参照ください。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 発議第6号羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、町長より報告があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） お許しをいただきましたので、時間をちょうだいいたします。

先ほどは、提出をさせていただきました議案全て可決をいただきました。大変ありがとうございます。

各常任委員会でも様々な御提案をいただきましたので、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思っております。

さて、8月に入ってから、新型コロナウイルスの感染症がここ羅臼町でも蔓延をいたしました。羅臼町民の皆様には、本当に不安な日々をお過ごしだったことだというふうに思っておりますし、残念ながら感染をした方々には心よりのお見舞いを申し上げます。

今月に入りまして、落ちつきを取り戻してきておりますことは、皆様お一人お一人の御理解と御協力によるものと感謝を申し上げます。

しかしながら、まだまだ安心できる状況ではないことから、今後も感染防止対策への御理解と御協力をお願いしますとともに、感染された方、また、御家族などへの誹謗中傷のないよう、温かい心遣いと、今まで以上に感染防止対策の徹底をお願いをするところでございます。

めっきり寒くなってまいりましたが、これからヒグマが活発に行動する時期となっております。羅臼町内でも目撃情報が報告されておりますので、外出のときなど、十分御注意いただきますとともに、それぞれの家庭でのヒグマ対策への御協力もあわせてお願いいたします。

私たち行政も、町民の皆様の不安解消と、一日も早く平穏な日常を取り戻すことを目指し、今まで以上に努力をしております。

議会終了に当たり、町民皆様に対し、これまでの感謝と、今後、さらなる御協力をお願いとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 会議を閉じます。

令和3年第3回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時37分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員